

第 3 8 7 次結社の自由委員会報告書（抄）
（第 2 8 4 4 号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

パラグラフ 2 4

委員会は、提供された情報に十分に留意する。委員会は、東京都労働委員会の救済命令に関し、2016年9月23日に最高裁判所が東京高等裁判所の判決を支持したこと、及び当該企業（注：日本航空インターナショナル）が当該判決に従い、日本航空乗員組合及び日本航空キャビンクルーユニオンに対して謝罪文を発出し、当該謝罪文を会社内に掲示するとともに、その旨を2016年10月に東京都労働委員会に報告することによって、迅速な事後措置をとったことに留意する。

パラグラフ 2 5

労働者が当該企業との間で法的拘束力のある契約の存在の確認を求めて提起した訴訟について、委員会はかつて、整理解雇は合法かつ有効であるとした2015年2月4日及び5日の最高裁判所の最終的判断に留意した。委員会は、政府及び申立団体の双方から提供された情報から、当該企業と労働組合が審議期間中何度も解雇問題の解決について交渉及び協議のための会合を行ったことに留意する。委員会は、当該企業から提供されたデータから、当該企業が、2015年2月から2016年11月の間、日本航空乗員組合及び日本航空キャビンクルーユニオンとそれぞれ32回及び34回面会したことに留意する。委員会は更に、申立団体は、2016年10月に日本航空機長組合とともに統一要求を提出したが、定期的な会合を行ったにもかかわらず、当該企業は問題解決に向けての交渉につながる議論を行うことは困難であることを明らかにしたという申立団体の主張に留意する。委員会は再度、当該企業と労働組合との間で意義のある対話を維持する重要性を強調し、結論に至るよう努めるための十分かつ率直な議論を続けるであろうことを期待する。委員会は、申立団体が、労働者の再雇用に関する彼らの主張が、法律に沿って交渉することが拒否されているという団体交渉の問題に相当すると考えるのであれば、当該問題を東京都労働委員会に申し立てることができるものと理解する。

上記の情報に照らして、委員会は本件の審議を継続しない。